

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2010

課題番号：21730052

研究課題名(和文)

企業結合審査の高度化・洗練化のための評価分析手法の総合的研究

研究課題名(英文)

Sophistication of Antitrust Merger Review

研究代表者：

林 秀弥 (Shuya HAYASHI)

名古屋大学・法学研究科・准教授

研究者番号：30364037

研究成果の概要(和文)：

本研究は、(1) 企業結合審査は、市場の競争環境を十分踏まえたものになっているか(必要性)、(2) 企業結合審査は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)、(3) 企業結合審査は、効率的に行われたか(効率性)、という3つの観点から、過去の主要な企業結合事例を対象に、①競争制限・促進効果の評価、②問題解消措置の履行上・制度設計上の評価、③企業結合後の競争状況の評価、の3点について、ヒアリング等による定性的な分析やデータ解析等による計量的な分析等により事後的な学術的検証作業を行った。

研究成果の概要(英文)：

With the global development of economies, M&A and other corporate activities have become considerably global in nature. Against the background of this international trend, what problems exist concerning the merger regulation in Japan. The identification of such problems was the challenge this study addressed. Because the competitive impacts of certain type of corporate strategies such as mergers can often be evaluated only after careful, case-by-case analysis, deliberate review must be undertaken to ensure that pro-competitive, efficiency enhancing mergers are not chilled under the threat of possible antimonopoly law enforcement. We must avoid such kind false positive regulations. In light of this, this research undertook a legal and economic analysis in merger regulation in order to sophisticate actual merger case review.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：経済法

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：企業結合、企業結合規制、独占禁止法、問題解消措置

1. 研究開始当初の背景

近年、公正取引委員会(以下、公取委)が重点的に審査する事件は、従来からの入札談合やカルテル等の典型的な事件に加え、

市場における競争状況の綿密な分析・判断が求められる企業結合事案も多くなってきており、また対象分野についても、従来の純然たる製造業・販売業から知的財産分

野・IT・公益事業分野等へと、その外延は広がるなど、審査事案自体が高度化・専門化してきていた。

公取委が行う企業結合審査に対しては、産業界から、企業結合審査の迅速化・透明化の向上を強く求められており、また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）、「経済成長戦略大綱」（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議）、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定、平成18年3月31日再改定閣議決定）といった各種閣議決定等においても、引き続き、審査の透明性・予見可能性のより一層の進展や審査手法の質的向上への取組が求められていた。経済成長戦略大綱・工程表においても、遅くとも2008年度（平成20年度）までに実現すべき事項として、「審査結果の評価分析・公表や経済学的な分析手法の審査への活用など透明性の高い企業結合審査を実現すること」とされており、企業結合審査の充実とそのための評価分析手法の確立が強く求められていた。その意味で、企業結合審査の高度化・洗練化のための評価分析手法の研究は喫緊の研究課題となっていた。

2. 研究の目的

本研究は、(1) 企業結合審査は、市場の競争環境を十分踏まえたものになっているか（必要性）、(2) 企業結合審査は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）、(3) 企業結合審査は、効率的に行われたか（効率性）、という3つの観点から、過去の主要な企業結合事例を対象に、①競争制限・促進効果の評価、②問題解消措置の履行上・制度設計上の評価、③企業結合後の競争状況の評価、の3点について、ヒアリング等による定性的な分析やデータ解析等による計量的な分析等により事後的な検証作業を行おうとするものであった。

3. 研究の方法

本研究の研究調査の方法は、実証的研究、理論的研究、および比較法的研究の3部から構成された。

(1) 【実証的研究】

本研究では、企業結合審査の評価分析を的確に行うため、過去、企業結合の審査対象となった企業や審査を行った公正取引委員会などへの聞き取り調査を行うとともに、この問題の経済実態に詳しい経済学者（研究協力者）との共同討議を行った。

(2) 【理論的研究】

本研究では、実証的研究とあわせて理論的研究を行った。

欧米において、ブランド等によって差別化された財における企業結合が価格などの競争状況に与える影響を分析するに当たって、POSデータを用いた合併シミュレーションなどの計量経済分析手法が採り入れられており、消費財や小売業などの企業結合審査に適用されている。これまでの審査事例としては、シリアル、食パン、トイレットペーパー、ベビーフード等がある。我が国では、従来、このような経済分析を行う企業結合事案が少なかったが、経済の成熟化、消費者の嗜好の多様化等から、ブランドによる競争上の優位性が問題となる企業結合が増加している。また、平成16年の企業結合ガイドラインにおいても、ブランド等によって差別化された財市場において、代替性の高いブランド同士が企業結合することによって、当事会社の一方的な価格引上げが可能となる場合を問題とすることが明らかにされていた。

本研究においては、差別化された財における企業結合の理論的な考え方を整理するとともに、我が国においてどのような分析手法が可能かを検討した。これらの検討を経た上で、研究成果を論文にまとめ、所属学会で研究報告を行った。

(3) 【比較法的研究】

最後に、本研究では、比較法的研究を行った。比較の対象としては、米国およびEUとした。すなわち、欧米をはじめとする先進諸外国の関連研究・文献を網羅的に調査することにより、本研究課題の解答の把握に努めた。あわせて、外国における実態調査のための予備的な現地調査を含む準備作業を行い、対象企業と市場を選定し、同時に、対象とする行政機関および研究機関を決定し、その上で、ヒアリング調査を実施した。

4. 研究成果

本研究の成果は、企業結合審査の評価分析の研究実施に当たって、経済分析を取り入れたことにある。その成果の1つである、荒井・林（2010）においては、これまで合併の競争法上の論点は、主として米国反トラスト法事件における経済学的分析を柱に議論されてきたことを念頭に、今日では、市場画定、合併の弊害の直接的な分析等様々な論点があり、2010年8月には、司法省・連

邦取引委員会において議論されてきた水平合併ガイドライン改定版も公表されたことを背景に、そうした議論を大づかみでフォローするとともに、実際に合併分析の際に行われる検討の中で採られる手法を実務家のために、具体的データに基づいて議論を紹介し、その留意点を分析したものである。

企業結合審査の評価分析においては、従来のアンケートやヒアリングといった定性的な分析に加え、経済学者の専門的知見の提供を得ながら、統計データを用いた定量的な分析を実施した。こうした経済理論に基づく分析について、米国司法省・連邦取引委員会、欧州委員会等では、例えば製品差別化市場における企業結合事例の審査等において積極的に活用されており、本研究では、これら欧米の知見を活用した。その成果が、森田・林・荒井・西村（2010）である。また、近時、国際的な企業結合事案や経済分析を必要とする事案等が増加しており、今後もこの傾向は継続している。本研究は国内外の市場に影響を与えるような複雑化・国際化する企業結合事案の増加に対し、より一層迅速かつ的確に対処するために、我が国の企業結合に関する分析能力・専門性を向上させ、企業結合審査を一層透明かつ精緻なものとしていくために、戴・林（2009）、林（2009）において分析を行った。以上が本研究の成果である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計27件）

①荒井弘毅、林秀弥（2010）最近の企業結合規制の展開：米国の議論を中心に、名古屋ローレビュー、査読有、第2号、2010、2-21

②森田穂高、林秀弥、荒井弘毅、西村元宏（2010）、企業の提携・部分的結合に関する研究、公正取引委員会競争政策研究センター共同研究報告書、査読無、2010、1-84

③林秀弥、（2010）、競争「関係の制限と競争「機能」の制限、名古屋大学法制論集、査読無、236号、2010、1-48

④田中悟、林秀弥（2010）「パチンコ機特許プール事件」再考、社会科学研究所（東京大学社会科学研究所紀要）、査読無、61巻2号、2010、135-162

⑤林秀弥（2010）知的財産権の不当な行使と競争、法社会科学研究所（東京大学社会科学研究所紀要）、査読無、61巻2号、2010、29-65

⑥林秀弥（2010）情報通信市場における「公正な競争」とは何か？、NEXTCOM、査読無、創刊号、2010、12-21

⑦林秀弥（2010）EU競争法の動向、海運、査読無、No.993、2010、8-15

⑧林秀弥（2010）独占禁止法2条4項にいう「競争」と2条6項にいう「競争」の実質的制限、ジュリスト、査読無、No.1405、2010、135-139

⑨戴龍、林秀弥（2009）、中国独占禁止法における企業結合規制、名古屋大学法政論集、査読無、229号、2009、1-41

⑩林秀弥（2009）、国際的な独占禁止法違反事件に対する海外競争当局との執行協力—現状と課題、『企業法の課題と展望』（商事法務）所収、2009、査読無、585-613、

〔学会発表〕（計6件）

①S. Hayashi, “The Role of Competition Law and Policy in Developing Countries”, The Amsterdam Center for Law & Economics (ACLE) 7th annual Competition & Regulation Meeting, 2011, May 20, 2011 University of Amsterdam, Amsterdam, The Netherlands

②S. Hayashi, “Current Issues of Unfair Trade Practices in Japan”, The 2nd. Seoul National University Competition Forum 2010, April 23, 2010, Seoul National University, Seoul, Korea

③林秀弥、情報通信技術の標準化過程における特許権行使の濫用、海外情報通信判例研究会、2010年1月28日、総務省合同庁舎2号館（東京都千代田区霞が関）

④林秀弥、キリン・サントリー経営統合にかかる独占禁止法上の論点、外国競争法研究会、2010年1月22日、公正取引協会（東京都港区虎ノ門）

④

〔図書〕（計2件）

泉水文雄、土佐和生、宮井雅明、林秀弥、有斐閣、経済法、2010、400

岡田羊祐、林秀弥編著、東京大学出版会、独占禁止法の経済学、2009、324

6. 研究組織

(1) 研究代表者

林 秀弥

名古屋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：30364037

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし